

札幌高等裁判所
第 3 民事部 2 係
裁判所書記官 鈴木 賢司 様

お世話になっております。
下記事件番号の副本が不足していたため、
今回送付させていただきます。

令和 7 年（ラク）第 3 9 号

特別抗告状副本・・・6 部
特別抗告理由書副本・・・6 部

〒001-0011
札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

札幌高等裁判所第3民事部2係
裁判所書記官 鈴木 賢司 様

お世話になっております。

7月7日に簡易書留にて郵送にて到達された
「許可抗告申立に対する決定通知書」にて、

特別抗告及び特別抗告理由書 を
送付させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

(添付項目)

①収入印紙1,000円 及び ②予納切手3,200円

令和7年7月7日

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

令和7年7月7日

最高裁判所 御中

特 別 抗 告 状		
抗 告 人	〒001－0011 住所 北海道札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2－2 3 ノースタウンハウス 2 2 2 氏名 高桑 広仁 印 Tel 080(7883)9423 Fax 011(788)5132	受付日付印欄
	相 手 方	〒060-0032 住所 北海道札幌市中央区北 2 条東 1 丁目 1 番地 氏名 北海道マツダ販売株式会社 同代表者代表取締役 横井 隆
上記当事者間の札幌高等裁判所 平成・令和 7 年（ラ許）第 1 7 号 損害賠償等請求事件につき、 同裁判所が令和 7 年 7 月 3 日にした決定（令和 7 年 7 月 5 日に 原告人に送達）は不服であるから特別抗告を提起する。		
原 決 定 の 表 示		
1. 本件抗告を許可しない。 2. 申立費用は申立人の負担とする。 (☐ 別紙のとおり)		
特 別 抗 告 の 趣 旨		
原決定を破棄し、更に相当の裁判を求める。		
特 別 抗 告 の 理 由		
追って提出する。		

最高裁判所 御中

特別抗告理由書

令和7年7月7日

抗告人

高桑 広仁

被抗告人

北海道マツダ販売株式会社
代表者 代表取締役 横井 隆

1. 事件名 損害賠償等請求事件
令和7年(ラ許)第17号
(原審・札幌高等裁判所令和7年(ネオ)第17号)

本件特別抗告は、

札幌高等裁判所に於ける許可抗告申立の不許可決定
に対する特別抗告に附属する理由書とする。

2. 許可抗告申立に対する決定の内容

1. 本件抗告を許可しない。
2. 申立費用は申立人の負担とする。

3. 特別抗告の根拠及び理由

(1)根拠

1. 証拠調べの必要性

民事訴訟法第 181 条 には、証拠調べを行うためには、その証拠が裁判の結論を左右する可能性、つまり「証拠調べの必要性」が認められる必要があると定められています

(2)理由

原審・控訴審・上告提起・許可抗告申立に於ける口頭弁論及び事務手続きに於いて、抗告人の主張請求する「被抗告人に対する 証拠物としての就業規則の提示」が、「判決における事実認定」に大きく影響を与えることから、抗告人からの請求に対し、口頭弁論及び事務手続きに於いて、全く議論の余地が無い旨、当該許可抗告申立に於ける許可しない決定に対し、今特別抗告の提起に至った次第です。

以上